

四日市市告示第 1 2 1 号

四日市市子育て世帯の住み替え支援住宅リフォーム補助金交付要綱（平成 2 5 年四日市市告示第 1 3 8 号）の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市子育て世帯の住み替え支援住宅リフォーム補助金交付要綱（平成 2 5 年四日市市告示第 1 3 8 号）の一部を改正する要綱
四日市市子育て世帯の住み替え支援住宅リフォーム補助金交付要綱（平成 2 5 年四日市市告示第 1 3 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6)耐震改修工事 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 3 章及び第 5 章の 4 に規定する基準又は耐震改修促進法（平成 7 年法律第 123 号）第 1 7 条第 3 項第 1 号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成 18 年国土交通省告示第 185 号）を満たすようにする補強工事をいう。</u></p> <p>(補助対象の住宅)</p> <p>第 3 条 補助金の交付対象となる住宅は、次に掲げる要件をすべて満たす中古住宅とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に建築され、又は工事に着手したものにあっては、耐震改修工事を行い、耐震性を確保するものであること。</u></p> <p>(補助対象工事)</p> <p>第 6 条 補助金の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、リフォーム工事に要する費用が 3 0 万円以上である工事とする。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(補助対象の住宅)</p> <p>第 3 条 補助金の交付対象となる住宅は、次に掲げる要件をすべて満たす中古住宅とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(補助対象工事)</p> <p>第 6 条 補助金の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、リフォーム工事に要する費用が 3 0 万円以上である工事とする。</p>

<p>2 次に掲げる工事は、補助対象工事としない。 (1)から(5)まで (略) (5) 市等の他の補助制度を利用する工事</p> <p>(6) (略)</p> <p>(補助金の額) 第7条 補助金の額は、補助対象工事に要した費用の3分の1に相当する額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、30万円(親世帯と同居する者は50万円)を限度とする。</p> <p>附 則 (有効期限) 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>2 次に掲げる工事は、補助対象工事としない。 (1)から(5)まで (略) (5) 市等の他の補助制度を利用する工事(四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱(平成25年四日市市告示第198号)第3条第1項第3号ウに規定する耐震補強工事と併せて行うリフォーム工事を除く。)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(補助金の額) 第7条 補助金の額は、補助対象工事に要した費用の3分の1に相当する額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、30万円(親世帯と同居する者は50万円)を限度とする。</p> <p><u>2 耐震リフォーム工事と併せた場合の補助金の額は、補助対象工事に要した費用の2分の1に相当する額から耐震リフォーム工事に対する補助金を控除した額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、30万円(親世帯と同居する者は50万円)を限度とする。</u></p> <p>附 則 (有効期限) 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。</p>
--	--

改正後

別表1（第4条関係）

対象となる郊外住宅団地	
団地名	所在地
高花平	高花平1～5丁目
あさけが丘	あさけが丘1～3丁目
笹川	笹川1～9丁目
坂部が丘	坂部が丘1～5丁目
平津	平津新町
桜台周辺	桜台1～3丁目、 <u>桜町の一部（桜ヶ丘）</u>
八千代台	八千代台1～3丁目
三重周辺	三重1～9丁目、 <u>生桑町の一部（生桑美里が丘）</u> 、 <u>尾平町の一部（尾平美里が丘）</u>
三滝台	三滝台1～4丁目
川島園	川島町西広、山神谷、犬吠の一部 <u>（かわしま園）</u>
あかつき台	あかつき台1～6丁目
大谷台周辺	大谷台1～2丁目、 <u>みゆきが丘2丁目</u>
あがたが丘	あがたが丘1～2丁目

改正前

別表1（第4条関係）

対象となる郊外住宅団地	
団地名	所在地
高花平	高花平1～5丁目
あさけが丘	あさけが丘1～3丁目
笹川	笹川1～9丁目
坂部が丘	坂部が丘1～5丁目
平津	平津新町
桜台	桜台1～3丁目
八千代台	八千代台1～3丁目
三重	三重1～9丁目
三滝台	三滝台1～4丁目
川島園	川島町西広、山神谷、犬吠の一部
あかつき台	あかつき台1～6丁目

改正後	
別表 2 (第 10 条関係)	
資格認定者	期間
<u>耐震補強工事と併せてリフォーム工事を行う</u> 予定の資格認定者	転入日から起算して 2 年間
上記以外の資格認定者	第 8 条に定める認定の申請日の属する年度

改正前	
別表 2 (第 10 条関係)	
資格認定者	期間
<u>四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付</u> <u>要綱 (平成 25 年四日市市告示第 198 号) 第</u> <u>3 条第 1 項第 3 号ウに規定する耐震補強工事</u> <u>と併せて行うリフォーム工事 (以下、「耐震リ</u> <u>フォーム工事」という。)</u> と併用してリフォーム 工事を行う予定の資格認定者	転入日から起算して 2 年間
上記以外の資格認定者	第 8 条に定める認定の申請日の属する年度

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住所
 (世帯代表者) 氏名 印
 電話番号 ()

四日市市子育て世帯の住み替え支援住宅リフォーム補助金受給資格認定申請書

四日市市子育て世帯の住み替え支援住宅リフォーム補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 住宅の概要

住宅の所在地	四日市市
住宅の種類	専用住宅 ・ 併用住宅
住宅の建築年月	年 月

2. 予定工事時期等

予定工事期間	年 月から 年 月まで
耐震改修工事の必要の有無	有 ・ 無

3. 世帯構成員（記入欄が不足する場合は次頁に記入）

	氏名	続柄	生年月日	年齢
世帯主			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳

4. 親世帯の住所及び世帯構成員（記入欄が不足する場合は次頁に記入）

※親世帯との近居による加算補助を申請する場合に記入

住所	四日市市			
	氏名	続柄	生年月日	年齢
世帯主			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳

5. 添付書類：次頁参照

【同意事項】

この補助金の申請に係る審査のため、市が私（及び親世帯の代表者）を含む世帯構成員全員の住民基本台帳及び市町村税の納付状況について確認することに同意します。

住 所
 氏 名 印

※親世帯との近居による加算補助を申請する場合

親世帯の代表者 住 所
 氏 名 印

3. 世帯構成員（前頁の記入欄が不足する場合に記入）

	氏名	続柄	生年月日	年齢
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳

4. 親世帯の世帯構成員（前頁の記入欄が不足する場合に記入）

	氏名	続柄	生年月日	年齢
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳

※添付書類

- (1) 世帯全員の住民票（発行日から3月以内のもの）
- (1)' 親世帯全員の住民票（発行日から3月以内のもの）
 - ※親世帯との近居による加算補助を申請する場合
- (2) 世帯全員の市町村税の滞納がないことの証明書（発行日から3月以内のもの）
- (2)' 親世帯全員の市町村税の滞納がないことの証明書（発行日から3月以内のもの）
 - ※親世帯との近居による加算補助を申請する場合
- (3) 親子世帯であることを証する書類
 - ※親世帯との近居による加算補助を申請する場合
- (4) 世帯全員が1年以上市外に居住したことがわかる書類
- (5) 売買契約書の写し等
 - ※売買に関する同意書でも可（ただし、同意書を提出した場合は、補助金実績報告時に売買契約書の写しを提出してください。）
- (6) 住宅の建築時期及び居住又は使用されていたことがわかる書類
- (7) 誓約書
- (8) その他市長が必要と認める書類

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(都市整備部都市計画課)